

議第 76 号福山市税条例の一部改正について、日本共産党の討論を行います。

本条例改定は、国の地方税条例の一部改定をうけ、福山市の条例を改定するものであります。

国の一部改定成立の経過は、道路特定財源の暫定税率 10 年の延長をめぐり、国民の反対の世論が沸騰するもと、参議院総務委員会の審議途中にも関わらず、「みなし否決」とし、衆院本会議での再議決で成立したものであります。

自動車取得税や軽油取引税に対する暫定税率 10 年の延長は、必要のない大型道路建設の財源確保を引き延ばすものであります。

寄付金の控除対象を見直し「ふるさと納税」が導入されます。参議院選挙直前に政府与党から突然持ち出された「ふるさと」納税制度は、構造改革の名の下に、地方自治体に合併を押し付け、地方の格差を是正する地方交付税を大幅に削減するなどで、地方を疲弊させたその責任から国民の目をそらせるものであります。

国民の生活が困窮している中、福山市に対する寄付金実績も期待できるものではありません。地方交付税や補助金削減を改めるべきであります。

また、上場株式等の配当・譲渡益は本則税率 20% のところ、

03年から軽減され10%とされています。金持ち優遇との批判などで、今回の改定では、本年度末でいったん廃止し、09・10年度の経過措置として、500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特例を適用するもので、福山市に対応する整理をするものであります。

金融所得に対する分離課税は所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改定でも損益通算の上限は設けられておらず、金融資産を基持つ富裕層に対する優遇を広げることになります。

年額18万円以上の公的年金受給者等65歳以上の個人住民税の所得割額と均等割り額を09年10月から、特別徴収し、年金から天引きすることとなります。

地方自治体は、天引きするためのシステムの整備が必要とされ、新たな財政支出を求められるものです。

本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を主たる収入としている受給者の生存権を脅かすものであり、特別徴収は厳に、希望者のみに限定するべきであります。

以上に述べた、政治的比重から、反対を表明して討論いたします。

議第 77 号 福山市国民健康保険条例の一部改正について、
日本共産党の討論を行います。

2008 年度国民健康保険の税率改定について、課税限度額 56 万円が 47 万円に引き下げられるものの、後期高齢者支援金限度額 12 万円が上乗せをされるものであります。

所得割額は 6・80% から 6・96% に、0・16% 増、
被保険者均等割額は 2 万 1 3 0 0 円が 2 万 2 5 6 0 円に、
1 2 6 0 円引き上げられ、世帯別平等割額は 1 万 6 8 0 0 円
から 1 万 8 0 0 0 に 1 2 0 0 円引き上げるものです。

特定世帯の平等割額は 9 0 0 0 円に設定するものです。

新年度基礎課税額は、1 人当たり 6 8 6 5 5 円が、74 歳以下の退職被保険者が一般被保険者になるため、3 9 6 7 円の増額となり、後期高齢者支援金と合わせて、7 2 6 2 2 円となり、さらに来年度は、7 5 5 4 8 円とすることを予定しているものです。

国の福祉後退や庶民増税が、市民生活に深刻な影響を及ぼしている時、国保税の増額は、行うべきではありません。

国保会計の中の黒字分、基金を活用して、引き上げを取りやめるべきであります。

後期高齢者医療制度導入の影響で、負担増が押し付けられることは、断じて容認できません。以上に述べた諸点により、反対を表明して、討論といたします。